

令和2年度社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人数 6法人

2 法人別指導監査の結果

※監査実施順

法人名	社会福祉法人 白菊会
指導監査類型	一般指導監査
実地検査実施年月日	令和2年10月14日
文書による指摘の有無	無
文書による指摘の主な内容	—
改善状況報告書提出の有無	—
指摘に対する是正状況	—

法人名	社会福祉法人 新宿会
指導監査類型	一般指導監査
実地検査実施年月日	令和2年10月28日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の主な内容	役員等の報酬等支給基準について、評議員会で決議すること。
改善状況報告書提出の有無	有（令和2年12月10日）
指摘に対する是正状況	是正済み

法人名	社会福祉法人 葛飾若草福祉会
指導監査類型	一般指導監査
実地検査実施年月日	令和2年11月11日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の主な内容	経理規程及びその細則等に定めるところにより、事務処理を行うこと。
改善状況報告書提出の有無	有（令和2年12月24日）
指摘に対する是正状況	是正済み

法人名	社会福祉法人 葛飾鎌倉福祉会
指導監査類型	一般指導監査
実地検査実施年月日	令和2年11月25日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の主な内容	(1) 評議員会の招集事項は理事会において決議し、議事録に記録すること。 (2) 法令に定める情報の公表を行うこと。 (3) 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について、基本財産として定款に記載すること。 (4) 補正予算の編成について、定款に定める手続きを行うこと。
改善状況報告書提出の有無	有（令和3年2月5日）
指摘に対する是正状況	是正済み

法人名	社会福祉法人 みよし会
指導監査類型	一般指導監査
実地検査実施年月日	令和2年12月2日
文書による指摘の有無	無
文書による指摘の主な内容	—
改善状況報告書提出の有無	—
指摘に対する是正状況	—

法人名	社会福祉法人 さゆり保育園
指導監査類型	一般指導監査
実地検査実施年月日	令和2年12月16日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の主な内容	評議員会への欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。
改善状況報告書提出の有無	有（令和2年2月9日）
指摘に対する是正状況	是正済み